

# 一般不妊治療（タイミング・人工授精）・生殖補助医療（体外受精）の 保険適用を希望される患者様へ

保険適用をご希望される場合、

法的婚姻関係 または 出生した子について認知を行う意向があるカップル（事実婚）  
であることが条件となります。

- ★ 現在当院で検査・治療中のご夫婦も夫のカルテ作成と治療計画書作成が必要です。  
※事実婚の場合は事実婚夫婦治療同意書（病院に書類があります）も必要です。
- ★ 初回の治療計画書を作成する診察日（日祝除く 受付時間内）に、お二人での来院をお願いします。  
当日どうしても夫が来院できない場合：夫が来院するまでは自費診療となります。
- ★ カルテと治療計画書を作成するにあたり、以下をご持参ください。
  - 法的婚姻関係にある場合：各自の保険証
  - 法的婚姻関係にない場合（事実婚）：各自の戸籍謄本、住民票、保険証

日本国籍以外の方が治療する場合

  - 入籍済 一方が日本国籍以外の場合：各自の保険証と日本国籍の方の戸籍謄本
  - 双方が日本国籍以外の場合：各自の保険証と結婚（婚姻）証明書（日本語または英語）
  - 事実婚 一方または双方が日本国籍以外の場合：各自の戸籍謄本、住民票、保険証、在籍国の独身証明書（日本語または英語）
- ★ 治療計画書は治療内容の変更ごと、生殖補助医療の治療周期ごと、変更がなくとも6か月ごとに作成します。

現在、新型コロナウイルス感染予防のため、原則女性のみでの来院をお願いしておりますが、治療計画書を作成する診察日にはお二人での来院をお願いします。**夫来院時には、受付に夫と共に来院している旨お声がけ下さい。**

※自費診療での治療をご希望される患者様は、診察時に医師にご相談下さい。

2022年5月  
石渡産婦人科病院 院長